

議案第91号

三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年12月11日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の育児休業等に関する条例（平成4年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> | <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> |

ア 略

イ 当該請求に係る子の1歳6か月に達する日（以下「子の1歳半到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）を超えて非常勤職員として引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（子の1歳半到達日（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までの間に任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

2 略

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 略

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳半到達日の翌日（当該子の1歳半到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に非常勤職員に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

（1） 当該子について、当該非常勤職員又はその配偶者が当該子の1歳半到達日において育児休業をしている場合

（2） 子の1歳半到達日後の期間について

ア 略

イ 当該請求に係る子の1歳6か月に達する日（以下「子の1歳半到達日」という。）を超えて非常勤職員として引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（子の1歳半到達日から6か月を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

2 略

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 略

育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 第2条の4の規定に該当すること。

(7) 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の4 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。